

マイナンバーカード(個人番号カード) を利用した証明書のコンビニ交付について

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から各種証明書を取得できるサービスが受けられます。土日祝日や夜間など役場の開庁時間内に窓口に行けない、遠い場所にいるといったとき、手軽に証明書を取得できる便利なサービスです。



■取得できる証明書の種類と手数料

種類	手数料(1通)	取得できる範囲
住民票の写し	200円	本人及び同一世帯の方
印鑑登録証明書	200円	印鑑登録をしている本人のみ
課税・非課税証明書	200円	本人のみ
所得証明書	200円	※申告がないと交付できない場合があります。
納税証明書	200円	本人のみ

■利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、サークルKサンクスなど、マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。

■サービス提供時間

午前6時30分～午後11時
(12月29日～1月3日及びメンテナンス時を除く)

■利用時に必要なもの

- ・マイナンバーカード
(4桁の暗証番号の入力が必要です。利用者証明用電子証明書を登録していないマイナンバーカードは使用できません。)
- ・手数料

■利用上の注意

- ・マイナンバーの通知カードや住民基本台帳カードでは利用できません。
- ・印鑑登録証明書を取得する場合、印鑑登録証は不要ですが、事前に役場町民税務課にて印鑑登録をしておく必要があります。
- ・コンビニで取得した証明書の交換や手数料の返金はできません。
- ・暗証番号を連続で3回間違えるとマイナンバーカードにロックがかかり使用できなくなります。その場合は、本人がマイナンバーカードと本人確認書類を持参し、役場町民税務課で暗証番号の再設定が必要になります。
- ・税証明各種については、申告がないと証明書を交付できない場合があります。

■マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)が記載された、顔写真付きのICカードです。公的な身分証明書として利用できるほか、コンビニ交付サービスを利用できます。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

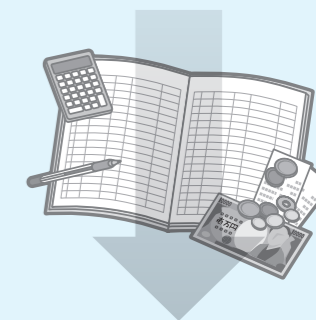
子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円を給付します。

1. ひとり親世帯

(1) 対象者

- 以下①～③のいずれかに該当する方
- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
 - ②公的年金給付等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方



(2) 支給手続き

- I. ①の方 **申請不要**(令和3年5月11日に児童扶養手当指定口座に支給済です。)
- II. ②③の方 **申請必要**(町のホームページまたはこども家庭課にお問い合わせください。)

2. ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)以外の方

(1) 対象者

- 以下①～③のいずれかに該当する方
令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等のうち、
- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
 - ②令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者でなく、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
 - ③令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

(2) 支給手続き

- I. ①の方 **申請不要**
(令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当指定口座に支給します。)
(給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。)
- II. ②③の方 **申請必要**
(町のホームページまたはこども家庭課にお問い合わせください。)

3. 支給額

児童1人当たり一律5万円

4. 申請期限

令和4年2月28日(月)まで

5. 申請先

こども家庭課窓口へ直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

